

行政処分の公表

弊社本社営業所は、近畿運輸局より以下の処分を受けました。今回の処分を重く受け止め、再発防止に取り組む所存です。

記

1. 対象営業所 みなと観光バス本社営業所

2. 処分内容 警告

3. 指摘事項および違反条項

①令和7年7月11日(金)11時00分アジアワンセンター発阪急御影駅南行き131系統の「アジアワンセンター」停留所ほか複数停留所において、停留所に掲示した発車時刻の前に事業用自動車を発車させた。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)

4. 処分を受けた日 令和7年8月27日

以上